

## 令和7年第5回高松市議会定例会提出予定議案

### 1 令和7年度高松市一般会計補正予算（第3号）

|       |               |
|-------|---------------|
| 現計予算額 | 185,064,731千円 |
| 補正額   | 585,299千円     |
| 補正後   | 185,650,030千円 |

### 2 令和7年度高松市一般会計補正予算（第4号）

|       |               |
|-------|---------------|
| 現計予算額 | 185,650,030千円 |
| 補正額   | 1,026,473千円   |
| 補正後   | 186,676,503千円 |

### 3 高松市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正を踏まえ、任命権者が仕事と育児との両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等のために講ずべき措置等を定めるため、改正するもの

〔 R 7 . 1 0 . 1 から施行 〕

- (1) 1年の期間における子育て部分休暇の時間の上限は、次の職員の区分に応じ、それぞれで定める時間とするもの
  - ア 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員  
77時間30分
  - イ 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員  
当該職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間
- (2) 任命権者は、高松市職員の育児休業等に関する条例第23条第1項の規定による職員又はその配偶者の妊娠、出産等に係る申出をした職員（以下「申出職員」という。）及び3歳に満たない子を養育する職員（以下「対象職員」という。）に対し、次の措置を講じなければならないこととするもの
  - ア 申出職員及び対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置その他の事項を知らせるための措置
  - イ 仕事と育児との両立に資する制度又は措置の請求、申告又は申出に係る申出職員及び対象職員の意向を確認するための措置
  - ウ 職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員及び対象職員の意向を確認するための措置
- (3) (2)ウにより意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならないこととするもの

#### 4 高松市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「育児休業法」という。）の一部改正により拡充された部分休業制度に対応する〔R7. 10. 1から施行〕ため、改正するもの

- (1) 「1日につき2時間を超えない範囲内の部分休業」を「第1号部分休業」と定義し、「勤務時間の始め又は終わり」でなくとも取得できることとするもの
- (2) 「1年につき条例で定める時間を超えない範囲内の部分休業」を「第2号部分休業」と定義し、その承認に係る時間の単位について定めるもの
- (3) 第2号部分休業の1年の期間における請求時間の上限は、次の職員の区分に応じ、それぞれで定める時間とするもの
  - ア 非常勤職員以外の職員  
77時間30分
  - イ 非常勤職員  
当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間
- (4) 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間を毎年4月1日から翌年3月31日までとするもの
- (5) 部分休業をすることができる職員として規定されている「規則で定める非常勤職員」について考慮すべき要件を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間」から「勤務日の日数」に改めるもの
- (6) 部分休業の請求に係る申出をした職員が当該申出を変更することができる、育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情を、部分休業の請求に係る申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該申出を変更しなければ当該職員の子の養育に著しい支障が生じることとなったと任命権者が認める事情とするもの
- (7) 条例で定める部分休業の承認を取り消す事由は、職員が(6)アによる変更をしたこととするもの

## 5 高松市職員等の旅費に関する条例等の一部改正について

国家公務員等の旅費に関する法律等の一部改正を踏まえ、令和8年4月1日以降における職員等の旅費を見直すため、改正  
するもの [ R 8. 4. 1 から施行 ]

### (1) 高松市職員等の旅費に関する条例（以下「旅費条例」という。）の一部改正

ア 旅費は旅行に要する実費を弁償するためのものとして種目及びその内容に基づき計算することとするもの

イ 旅費の種目それぞれについて、その内容を次のように見直すもの

(ア) 鉄道賃について、寝台料金を支給対象に加えるもの

(イ) 鉄道賃について、運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは、最下級（市長が定める者が移動する場合には、最上級）の運賃の額とするもの

(ウ) 鉄道賃について、座席指定料金の支給要件を乗車区間が片道100キロメートル以上のものから片道50キロメートル以上のものに変更するもの

(エ) 船賃について、運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは、最下級（市長が定める者が移動する場合には、最上級）の運賃の額とするもの

(オ) 航空賃について、運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは、最下級（市長が定める者が移動する場合には、最上級）の運賃の額とするもの

(カ) その他の交通費（旧車賃）について、レンタカー、借上げタクシー、借上げバスそれぞれの代金について旅費の支給対象とするもの

(キ) 宿泊費（旧宿泊料）について、定額での支給を廃止し、規則で定める上限の額の範囲内で実費を支給するもの

(ク) 包括宿泊費について、パック旅行に要する費用として新たに支給するもの

(ケ) 宿泊手当（旧日当、旧旅行雑費、旧食卓料）について、宿泊に伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用として支給するもの

(コ) 転居費（旧移転料）について、赴任に伴う転居に要する費用とし、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額を支給するもの

(サ) 着後滞在費（旧着後手当）について、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、5夜分を限度として、宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額を支給するもの

(シ) 家族移転費（旧扶養親族移転料）について、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、同居家族１人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した額（交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の合計額）に相当する額を支給するもの

ウ 市外の勤務場所に勤務する職員が退職した場合において、その職員が退職の日の翌日から１月以内にその居住地を出発して帰住した場合に旅費を支給することとするもの

エ 旅行役務提供者の定義を定め、市が旅行役務提供契約を締結した旅行役務提供者に支払うべき金額があるときには、旅行者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができることとするもの

オ 退職等となった職員が家族を移転するときは、退職者等に支給する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当する額を加えることとするもの

カ 天災その他やむを得ない事情がある場合には、退職者へ支給する旅費の対象とする期間を延長することができることとするもの

キ 遺族に支給する旅費については、出張又は赴任の例に準じて規則で定めることとするもの

ク 旅費の支給額の上限について定めるもの

ケ 旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合には、旅費を支給しないことができることとするもの

コ 出張命令権者は、出張命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すには、出張命令簿等に必要な事項を記載又は記録をし、当該旅行者に通知をして行わなければならないこととするもの

サ 出張命令権者が認める場合には、住所及び居所に加え、出張命令権者が認める場所を離れて旅行することを出張の定義に加えるもの

## (2) 高松市消防団条例の一部改正

ア 消防団員が公務のため旅行するときは、費用弁償として、旅費条例の規定の例により、一般職に属する職員の旅費額に相当する額の旅費を支給することとするもの

## (3) 高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

ア 非常勤の特別職の職員（この条例別表の８３の項に規定する者を除く。）が公務のため旅行したときは、費用弁償として、旅費条例の規定により常勤の特別職に属する職員に支給する旅費額に相当する額の旅費を支給することとするもの

- (4) 高松市鬼無財産区議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
  - ア 高松市鬼無財産区議会議員が公務のため旅行したときは、費用弁償として、旅費条例の規定の例により、常勤の特別職に属する職員の旅費額に相当する額の旅費を支給することとするもの
- (5) 高松市香西財産区議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
  - ア 高松市香西財産区議会議員が公務のため旅行したときは、費用弁償として、旅費条例の規定の例により、常勤の特別職に属する職員の旅費額に相当する額の旅費を支給することとするもの
- (6) 高松市下笠居財産区議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
  - ア 高松市下笠居財産区議会議員が公務のため旅行したときは、費用弁償として、旅費条例の規定の例により、常勤の特別職に属する職員の旅費額に相当する額の旅費を支給することとするもの
- (7) 高松市財産区管理会条例の一部改正
  - ア 財産区管理委員が公務のため旅行したときは、費用弁償として、旅費条例の規定の例により、常勤の特別職に属する職員の旅費額に相当する額の旅費を支給することとするもの
- (8) 高松市端岡財産区議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
  - ア 高松市端岡財産区議会議員が公務のため旅行したときは、費用弁償として、旅費条例の規定の例により、常勤の特別職に属する職員の旅費額に相当する額の旅費を支給することとするもの
- (9) 高松市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正
  - ア 1号会計年度任用職員が公務のため旅行をするときは、費用弁償として、旅費条例の規定の例により、一般職に属する職員の旅費額に相当する額の旅費を支給することとするもの

## 6 高松市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に係る、災害と死亡又は障害との因果関係等について専門的見地から審査し、及び必要な事項を調査審議する高松市災害弔慰金等支給審査会（以下「審査会」という。）を設置するため、改正するもの

〔 公布の日から施行 〕

### （１） 高松市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正

ア 設置する審査会の所掌事項、委員数、その内訳、任期等について定めるもの

### （２） 高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

ア 審査会の委員を、特別職の職員の報酬額及び旅費額を定める表の区分に加え、その委員に支給する報酬額及び旅費額を定めるもの

## 7 高松市国民健康保険条例の一部改正について

香川県内の国民健康保険料水準の統一に向け、その一環として市町間で差異のある葬祭費について支給額を見直すため、改正するもの

〔 R 8. 4. 1 から施行 〕

### （１） 葬祭費の支給額を次のとおり改定するもの

| 現 行  |   | 改正後  |
|------|---|------|
| 5 万円 | → | 3 万円 |

## 8 高松市いじめ問題再調査委員会条例の一部改正について

高松市いじめ問題再調査委員会の所掌事項に再調査を行うことの必要性に関することを加えるため、改正するもの

〔 R 7. 1 0. 1 から施行 〕

### （１） 高松市いじめ問題再調査委員会の所掌事項を次の事項とするもの

ア 再調査を行うことの必要性に関すること

イ アの事項の調査審議の結果実施することとなった再調査に関すること

### （２） 再調査の定義をするもの

## 9 高松市幼保連携型認定こども園条例の一部改正について

高松市田井こども園の移転に伴い、改正するもの

〔 公布の日から起算して6  
月を超えない範囲内で規  
則で定める日 〕

- (1) 幼保連携型認定こども園の名称及び所在を定める表に記載された幼保連携型認定こども園のうち、高松市田井こども園の所在を次のように改正するもの

現 行

高松市牟礼町牟礼100番地1

→

改正後

高松市牟礼町牟礼1243番地2

## 10 高松市香南楽湯条例の一部改正について

高松市香南楽湯（以下「香南楽湯」という。）の運営等を公共施設等運営権者に行わせることができることとするため、改正するもの

〔 公布の日から施行 〕

- (1) 公共施設等運営権の設定等について定めるもの
- (2) 民間事業者の選定の手続について定めるもの
- (3) 公共施設等運営権者による運営等の基準について定めるもの
- (4) 公共施設等運営権者による業務の範囲について定めるもの
- (5) 公共施設等運営権者が収受する利用料金について定めるもの
- (6) 公共施設等運営権の対価について定めるもの
- (7) 香南楽湯の運営等に係る公共施設等運営権を設定する場合において指定管理者が行う業務に係る規定を加えるもの
- (8) 香南楽湯の構成施設に温泉水取水施設を新たに加え、及びその利用料の額を定めるもの

## 11 高松市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について

放送法の一部改正に伴い、改正するもの

〔 R 7. 1 0. 1 から施行 〕

- (1) 引用条項の整備をするもの

## 12 高松市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、改正するもの

〔 公布の日から施行 〕

- (1) 引用条項の整備をするもの

### 13 財産の取得について

高度救命処置用資機材を取得するもの

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 37,400,000円
- (3) 契約の相手方 尾路医科器械株式会社

### 14 財産の取得について

給水機一式を取得するもの

- (1) 契約の方法 指名競争入札
- (2) 契約金額 29,449,200円
- (3) 契約の相手方 ホシザキ四国株式会社

### 15 財産の取得について

都市公園法に基づく公募設置管理制度（Park - PFI）により実施している高松市中央公園再整備事業において、公募設置等計画の認定を受けた者が設置する特定公園施設を取得するもの

- (1) 所在地 高松市番町一丁目11番
- (2) 面積（予定） トイレ 60.76㎡  
休養施設 124.32㎡
- (3) 取得する財産の価格 50,000,000円
- (4) 相手方 株式会社ルーヴ

### 16 工事請負契約の締結について

サンクリスタル高松大規模改修に伴う電気設備工事

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 832,150,000円
- (3) 契約の相手方 栗原・讃州特定建設工事共同企業体

### 17 工事請負契約の締結について

東部運動公園第1サッカー場人工芝改修工事

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 305,270,900円
- (3) 契約の相手方 株式会社丸福建設

**18 路線の認定について**

寄附採納に伴い、市道 1 2 路線を認定するもの

- ・前田西町 5 5 号線ほか 1 1 路線

**19 令和 6 年度高松市一般会計・特別会計歳入歳出決算について**

令和 6 年度高松市一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定を求めるもの

**20 令和 6 年度高松市病院事業会計決算について**

令和 6 年度高松市病院事業会計決算の認定を求めるもの

**21 令和 6 年度高松市下水道事業会計決算について**

令和 6 年度高松市下水道事業会計決算の認定を求めるもの

**(報告)**

- 1 令和 6 年度高松市健全化判断比率及び資金不足比率
- 2 債権の放棄